

令和7年10月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

令和7年10月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 令和7年11月5日（水）午前10時

開催場所 城南衛生管理組合クリーンパーク折居事務所棟2階大会議室

出席委員（11人）

谷田健治	委員長
並木英仁	副委員長
大野裕美	委員
中村正公	委員
上野雅央	委員
本城隆志	委員
田井稔	委員
坂本優子	委員
関谷智子	委員
西川康史	委員
松峯茂	委員
堀明人	議長（オブザーバー）
澤田扶美子	副議長（オブザーバー）

説明のため出席した者

野村賢治	専任副管理者
山本晃治	総務部長
川島修啓	施設部長
橋本哲也	総務部次長
山内皇太郎	施設部次長
親見善人	会計管理者
馬淵武志	総務課長
五十嵐正和	循環型社会推進課長
別所尚紀	広報協働課長
川戸辰也	施設課長
山田貴士	業務課長
倉富晋一郎	総務課主幹
福山さやか	循環型社会推進課主幹
森田千絵	広報協働課主幹
園田真里子	施設課主幹
吉川健一	業務課主幹
桑名成	業務課課長補佐
窪田真二	会計課契約担当係長

事務局

竹 嶋 仁 志 議会事務局長

議 題

- 1 ごみ処理手数料の改定について
- 2 運転業務委託のスライド条項の適用について
- 3 リサイクルセンター長谷山爆発・火災事故について
- 4 乙訓環境衛生組合からのし尿等の受入について
- 5 循環型社会推進会議の提言の進捗状況について

午前9時53分 開会

○**谷田健治委員長** おはようございます。本日は、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を招集いたしましたところ、堀議長様、それから澤田副議長様並びに委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

ただ今の出席委員数は11名全員であります。既に定足数に達していますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申出がございましたので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○**野村賢治専任副管理者** おはようございます。本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

堀議長、澤田副議長におかれましては、ご多忙の中、ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導をいただいております。重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、「ごみ処理手数料の改定について」、「運転業務委託のスライド条項の適用について」、「リサイクルセンター長谷山爆発・火災事故について」、「乙訓環境衛生組合からのし尿等の受入について」、「循環型社会推進会議の提言の進捗状況について」の5点でございます。

委員会資料に沿いまして担当からご報告をさせていただきますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○**谷田健治委員長** ありがとうございます。それでは、本日の議題に入ります。なお、当局側の説明、質疑応答につきましては着席にてお願いします。

1点目の「ごみ処理手数料の改定について」の説明を求めます。

川戸施設課長。

○**川戸辰也施設課長** それでは、資料に基づき、「ごみ処理手数料の改定について」をご説明させていただきます。

初めに1、背景でございます。（1）組合では、市町の定期収集とは別に、管内の事業所から排出される一般廃棄物である事業系一般廃棄物と家庭からの持込みごみの受入れを行っており、その処理手数料は、通常の廃棄物の場合、100kg当たり1,500円ですが、この単価は平成15年4月から20年以上改定されておられません。

（2）ごみ処理手数料の算定は、受益者負担を原則として処理経費相当分で設定することが基本となりますが、令和5年度のごみ処理経費は1トン当たり約3万円となっ

ており、現在の処理手数料の2倍程度となっています。

(3) 近隣の団体のごみ処理手数料と比較しても、組合の手数料は安価となっておりますので、他団体のごみの混入防止やごみ減量の観点から、手数料の改定を行いたいと考えております。

次に2、改定案でございます。まず(1)手数料の区分及び単価の改定案は表のとおりでございます。また、表の下に改定の概要をお示ししております。

まず①、単価の単位については、これまでの100kgごとから10kgごとにしたいと考えております。

②、土砂類については、Ⅱ類を通常の廃棄物に統合し、単価は処理経費相当分の10kgまでごとに300円にしたいと考えております。

③、処理困難物については、じゅうたん類や、火災等の罹災により発生する柱類を想定していましたが、じゅうたん類は、現在はリサイクルセンター長谷山で処理できるようになっていること、また、罹災の柱類については、罹災ごみが減免措置となるため、現状は搬入実態がないことから廃止したいと考えております。

④、剪定枝は、資源化促進の観点から、現在の手数料の水準である10kgまでごとに150円にしたいと考えております。

⑤、併せ産廃については、Ⅱ類の通常の廃棄物に合わせて10kgまでごとに300円にしたいと考えております。

(2) 改定時期については、令和8年4月1日から実施したいと考えております。

次のページの3、ごみ処理単価の算定方法ですが、(1)持込みごみは、可燃ごみはクリーン21長谷山で焼却処理を、不燃ごみはリサイクルセンター長谷山で破碎処理もしくはグリーンヒル三郷山で埋立処分しているため、焼却処理、破碎処理、埋立処分の処理経費の合計をごみの搬入量で割って算出しております。

また、(2)処理経費の算出方法は、環境省の一般廃棄物処理会計基準に準じて算定した経費から、発電した電気や鉄類等の有価物の売却収入を引いて算出しております。別紙で処理経費の内訳を添付しておりますので、ご覧ください。

表は、ごみ処理経費、ごみ破碎経費、ごみ埋立て経費の経費と、その合計を一番右の欄に示しております。3つの経費の支出の合計が28億6,266万2,634円、収入の合計が3億7,880万6,462円であり、支出から収入を引いた額が一番右下の欄の24億8,385万6,172円となります。この額を一番上の欄、搬入量の合計7万9,887.63トンで割り戻すと、表の欄外下にお示ししておりますとおり、10kg当たり311円の処理経費となります。

資料に戻っていただき、4、手数料改定による分担金の影響ですが、組合の予算は、必要な経費に対して手数料や発電収入、処理施設の建設時の国庫補助金等の収入を除いた額を構成市町の分担金収入で賄っております。処理手数料を処理経費に相当する手数料に改定することで、増額分に相当する額の分担金を抑制することが可能となります。

5、今後の予定ですが、(1)11月26日の本定例会閉会日に、手数料を定めております城南衛生管理組合の適正処理、減量及び再生利用に関する条例を改正する条例を提案したいと考えております。

また（２）、併せて、搬入区分の変更に伴い、必要となる規則の改正を行いたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**谷田健治委員長** 以上で、説明が終わりました。ご質問はございませんか。
坂本委員。

○**坂本優子委員** おはようございます。よろしくお願いいたします。
いつ頃から、この収入と支出の差が出ていたんかということ、それをお聞きしたいのと、この値上げによってどれぐらい収入が増えていくんでしょうか。
まずその２点、お願いします。

○**谷田健治委員長** 川戸施設課長。

○**川戸辰也施設課長** まず、収入の差がいつぐらいから出てきたというところでございますけれども、徐々に経費というのは上がってきておりますし、物価高騰なり、処理する量がだんだん減ってきているという中で、単価としては、徐々に上がってきております。特に大きく上がったかなというところが、令和元年あたり以降にごみの処理する量が大きく減っているというのもありまして、徐々に上がってきているというような形になっております。

単価の改定でどれぐらいの金額が増収になるかというところなんですけれども、現在の令和５年度の実績なんですけれども、こちらの方の手数料の収入の合計が約３億３，７００万円程度となっております。仮に１０kg当たり３００円にした場合は、このまま令和５年度の実績どおりごみ量が入ってきたと仮定したら、３億円ぐらいの増収になるかなというふうに考えております。

○**谷田健治委員長** 坂本委員。

○**坂本優子委員** 今おっしゃっているとおり、人口減少、この搬入量が減ってっていると、それは前から言われてきていることなんですけど、今回こういう値上げの改定をして、これが３市３町のところの人口の変化の中で、そして搬入量の減少の中で、これはいつまでそういうことが持ってくるんかというのは、大体的見通しは立てていらっしゃるんでしょうか。

○**谷田健治委員長** 川戸施設課長。

○**川戸辰也施設課長** この物価高騰であるとかごみの減少というのは、当面は続いていくのかなということが考えられますので、やはり処理手数料というのは、経費というのはだんだんと今後も上がっていくのかなというふうに考えております。

やはり基本的には、どこかで適時見直しを行いながら合わせていくしかないのかな

というふうには考えております。

○谷田健治委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 将来的な見通しもそういうことだと思んですけど、今回、かなり差が出ているし、値上げをしていくというのも、そういう理解も分からないことはないんですけども、果てしなく値上げにつながっていくんじゃないかなということは非常に懸念しているところなんです。だって、人口が減っていくというのは、もう今もそうだから、明らかだし、この搬出量が減っていくというのも明らかだから、いちごっこのような形で経営がなっていくというのも、もう明らかじゃないかなというふうに思います。それだったら、やっぱり値上げに頼るのではなくて、それなりの対策を考えていかないとやっていけなくなるんじゃないかなというふうに思います。意見だけ述べておきます。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。
中村委員。

○中村正公委員 ここにあるように、今の質問にありましたけども、手数料値上げの背景として20年以上改定されていないというふうなことですけども、それで経費が処理に対して2倍かかると。近隣の団体と比較して安価というふうに書かれてはいますが、この一般の廃棄物の20年前とここ近年、減少はしているのは分かりますが、どのぐらいの量の変化があるのか、大まかで結構です。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 この間のごみの減量の程度ということですが、例えば、可燃ごみで言いますと、平成12年あたりがピークになっておまして、この頃は年間10万8,000トンほどごみがありました。ただ、今は令和6年度の実績ベースで言いますと、約7万4,000トン程度となっておりますので、7割ぐらいになっているのかなというふうな形になっております。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 減っているのは数値的にも分かりましたが、近隣団体の手数料に比べて非常に安いと、20年改正されていないということもあってということなんですけども、ほかの団体のこういう種別の単価ってどのぐらいなのか教えていただけますか。
また、今、改定するという前提をしたら、近隣団体との差はどのぐらいになるのか教えてください。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 京都府内の隣接している団体さんの状況にはなるんですけども、一番高いところで言うと、1 kg当たり40円、今回の10 kgで言うと400円に相当するというような額になっております。2番目に高いところは10 kg当たり286円になっております。その次の3番目のところが、こちらの方は従量制で段階的に量が多くなればなるほど単価が上がるという制度を設けられておりまして、10 kgまでは1,500円なんですけども、100 kgを超えると10 kg 200円。300 kgを越えると10 kg 250円に上がるというような単価になっております。

あと2団体あるんですけども、こちらの方は10 kg 150円ということで、今の組合と同等ということになっております。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 今の説明で、近隣との差というのがどのくらいか、ちょっとよく分からないんですけども、今回上げて、ほかの団体よりは、近づくけども、そこまではいかないということなんですかね、今ご説明あった内容というのは。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 今、近隣の団体の中では一番安い部類に組合の方は入っているということになりますが、値上げ300円の方にさせていただいたときには、一番高いところよりは若干安いんですけども、2番目と同等ぐらいになってくるかなというようなことで、中位ぐらいになってくるのかなというふうに考えております。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 近隣団体に比べて安いから、ほかの団体から混入があるというふうにも書かれていますけども、今までどのぐらいの近隣のほかの団体から入ってきているのかというのは、そういうのは分かるんですか。もし分かったら教えてほしいんですか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ほかの団体さんから実際にどれぐらい入っているという量を把握しているわけではございません。展開検査なんかもさせていただく中で、ちょっと疑わしいであるとか、これはほかの団体のごみが混ざっているのではというような事例は見かけることはあるんですけども、具体的にそれが幾らぐらいあってというようなことはないんですけども、一般的な傾向を見ると、例えば金額を上げると搬入量が減るところで、違うところに持っていかれるのかなというような傾向があるということでございます。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 やっぱりごみを減量するというのが必要と思うんですけども、この改定によって、一般廃棄物、産廃も含むこの減量がどのように減量としての対策となっていくのか、その辺の考え方というか、教えていただけますか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 まずは、経費が上がってくるということになると、事業者さんの方でごみの発生抑制を努力されるかなというふうに考えております。

まず一番はそこかなというふうに思うのと、あと本来は、事業に伴って、出るごみの中には、組合の方に入ってくる一般廃棄物と産業廃棄物と、こちらの方が分かれていますけども、どちらかというところと一般廃棄物の方が処理手数料が安いという傾向がございます。その中で、こちらの方の料金を上げて、それでも産廃よりは安いとは思いますが、料金が近づくとところで、より適正に産廃であるものは産廃に分別していただくというようなことで、一般廃棄物に入るごみの量が削減されるのではないかなというふうに考えております。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 最後に1つお聞きしたいんですが、手数料算定が受益者負担というのが原則というふうにしてはいますが、その辺も、組合としてはそれが妥当なのかどうかということもあるんですけども、今、処理にかかる費用が手数料の2倍程度ということなんですが、この改定によってどのぐらいの比率になるというふうにお考えでしょうか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 5年度の実績ではございますけれども、今、処理経費としては10キロ当たり311円かかっているところを300円ということにさせていただきますので、ほぼほぼ100%に近い形で料金の方をいただけるのかなというふうに考えております。ただし、今後も経費というのは物価高騰等で上がっていくということがありますので、その辺りは年数によって若干乖離が出てくるということにもなりますので、適宜見直しというのは必要かなというふうに考えております。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。
松峯委員。

○松峯 茂委員 すみません、1点だけお願いします。

料金改定で収入が3億円ほど増えるということはお聞きをしたんですけども、構成

市町で分担金の関係で言いましたら、上げる前から、今回上げるということになって、市町の分担金には変化はないんでしょうかね。要は、持ち出しがどうなるのかということを知りたいんですけど。

○谷田健治委員長 橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 基本的にこちら、経費が311円かかっている中で、今は150円だけいただいているという形になりますので、それが300円いただけましたら、その相当分は当然分担金の減という形になります。手数料を改定することによって経費が上がるということはありませんので、基本的には分担金の削減という形にはなるかなと思っております。

○谷田健治委員長 松峯委員。

○松峯 茂委員 ありがとうございます。

やっぱり市町も苦しい財政状況なので、できれば分担金が上がることでは苦しくなってくると思いますので、十分ご検討いただいた上で手数料の改定についてご協議をいただけたらと思います。ありがとうございます。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

本城委員。

○本城隆志委員 民間企業からの搬入も結構あるんですけども、生産する側が処理費を負担しなくてもいいという料金の、生産財を価格設定しているところもあったりとか、それが販売店の方に負担がかかってきているとか、いろんなことがあろうかと思うんですけど、これはいろんな形態がごちゃごちゃになっていますから仕方がないかなと思っておりますけれども、そういう意味では、生産する側もできるだけ負担するような制度もやっぱり国に求めてもらうことが大事かなと思うんですよ。そうじゃないと、製品は作ったけど、後始末は税金で勝手にやってくれはんねやという考えじゃなしに、そういう生産をすることによって、最終的にごみ処理に行く部分が相当出てくる生産商品とかいうことがあろうかと思うので、その辺りは、国との関係でやっぱりしっかり訴えてもらうことが大事かなと思っております。

それから、よその処理場との料金の体系ですけども、向こうのところが350円とか300円と言われても、それは上がったところが300円なのか、もともと向こうも辛抱していて300円なのか、その辺がここの中では全然分かりませんので、また、そういうところの資料もやっぱりしっかり出せるようにしていただくことがこの会議の中では大事かなと思っておりますので、そのことは要望しておきたいなと思っておるんです。よろしくをお願いします。

それから、今、家をこぼつものにも、家を建てる以上にこぼち賃が高くて、もう皆さん、「いや、土地安いとこで山手のとこ買ったわ、よかったわ」と言いながら、こぼ

ち賃にこんなにかかると思ったら、みんな見積りが変わってくところもあるぐらいなんです。だけど、それがやっぱり公害を出したりとか、ごみの処理の問題でやっぱり大事なことやということが、我々が一般論では言うんですけど、自分がそのお金を出すときに、「うわ、大変や」ということをよく聞きますので、そういうことも、地域とやっぱりしっかり情報を出していただくことが大事かなと思っています。

ここの処理費が上がることによって、やっぱり勝手に捨てられることが多くなってくる。以前、何十年前から考えると、こういう処理場がなかったために、山手に捨てられたり田んぼに捨てられたり、全国的にはそれはあるんでしょうけども、今あんまり見なくなってきたということは、よその処理場と比べても、見積りの中で業者がこういう衛管に持ち込んでもいいなということも思っているということも大事かなと思っていますし、一番程度の悪いのは一般の庶民かなと思っています。処理費がかかるんやったら、もうその辺に捨ててしまおうというところがあるかと思いますが、そういうところをやっぱりしっかり啓発事業としてお願いしたいなと。ここが上がったからといって市民が困るとか困らへんとかいうのは2次的な問題やと私は思っておるんですね。人口が減るから何とかしなあかんと言われても、処理施設を半分にするとか3分の1にするということは基本的には、何十年かかってそれはできるけれども、数年の間にするには絶対できないんで、これの維持をしながら、全体のごみの処理を完全にしてもらえるということが住民にとっての安心感だと思いますので、そういうところでやっぱり、広報の中で、ただ単にごみの処理は、これはいついつ出すというようなことではなしに、やっぱりそういう啓発事業の広報をしっかりとしてもらわないと駄目かなと思っています。

それともう1つは、各町によってはごみの看板が違うんですね。そういう展示はしていますか。出し方の処理とか、市町村によってみんな違ってくと思うんですけど、それをやっぱりこちらでごみ処理用の看板、統一はできなくてもいいけども、何か同じような形でできないかなと。よその乙訓の方と話をしていたら、ごみを勝手に持っていかはるものはごみが減っていいんやと言っていましたけど、今、ごみも資源だということ、やっぱりどこの市町村もやっと言い出したところかなと思っていますので、リサイクルできるもの、あるいはリユースできるものもしっかり見分けができるようにしないと、なかなか分別収集というのは、家庭でも大変やと思いますので。それは、企業も一挙に出せばいいというふうを取っているかなと思うんで、その辺りもしっかり啓発してほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

田井委員。

○田井 稔委員 先ほど質問された松峯委員のとちよつと関連するかもしれないんですけど、資料の4番、手数料改定による分担金への影響というところで、増額分に相当する分担金を抑制することになるということで、さきにいただいた決算のときの資料の中に、ごみ処理処分手数料ですか、これが6年度で約3億3,000万円、5年度が3億4,000万円と、こちらの分が大体2倍ということで、3億3,000万円が6億

5,000万円とかになるということと、そして、増えた3億円、分担金の6年の分が36億円ほどあるんですけども、そこから3億円が各自治体の分担金が抑制されるという解釈でよろしいでしょうか。

○谷田健治委員長 馬淵総務課長。

○馬淵武志総務課長 今、委員おっしゃっているように、かかる経費のうち、手数料収入や発電収入、そういったものを除いた分を分担金としていただいていますので、この手数料収入が増えた分については分担金が減るということになります。現在3億円ほどある手数料収入が6億円と、3億円増えれば3億円の分担金が減るということになります。

○田井 稔委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ご質問がないようですので、2点目の「運転業務委託のスライド条項の適用について」の説明を求めます。
山田業務課長。

○山田貴士業務課長 それでは、「運転業務委託のスライド条項の適用について」、お手元にあります資料に基づきましてご説明いたします。

まず初めに、1、背景でございます。

(1) 組合処理施設における運転業務委託の契約期間については、安定運転及び安定雇用の確保を目的に、複数年契約を行っております。

(2) 処理施設の運転業務委託の経費については、人件費が大部分を占めております。近年、労務単価が上昇している状況にあるため、安心・安全な工場運転業務の確実な履行の観点から労務単価を見直し、委託費に転嫁する必要が生じております。

(3) 組合の監督官庁となる環境省からは、一般廃棄物処理業務を委託する場合、労務単価の上昇を踏まえた適正な価格転嫁を行うこととの指導通知が発出されているところであります。

次に2、対応について説明いたします。

(1) 標準的な請負工事契約書におきましては、賃金や物価の変動に対応する条項が規定されております。しかしながら、一般廃棄物処理施設を維持管理する際に参考とします廃棄物処理施設維持管理業務積算要領における運転業務委託契約書については、物価変動等に関する条項が規定されていない状況にあります。

(2) このため、昨今の労務単価の上昇を考慮し、価格転嫁できるよう、令和6年度以降における契約については、運転業務委託契約書に別途、特約条項を設けております。

労務単価の変動に応じて契約額が変更できるようにスライド条項を規定したところがあります。

(3) スライド条項の内容につきましては、国土交通省の建築保全業務労務単価の変動に応じて契約額が変更できる方式を取っております。また、令和7年度の建築保全業務労務単価については、令和6年度の同労務単価と比較して7.8%増加している状況にあります。

(4) 建築保全業務労務単価の改定時期につきましては、昨今の急激な労務単価の上昇を反映させるために、公表時期が年度末となる2月頃に予定されています。令和7年度の建築保全業務労務単価につきましては、令和7年2月14日に公表されたところであり、このため、当初予算において、スライド条項を適用した委託額に変更できない状況にあるため、スライド条項によって生じる不足額につきましては補正予算により確保し、財源につきましては、財政調整基金を活用することで対応したいと考えております。

最後に3、対象契約でございます。

現在、スライド条項を規定している運転業務委託につきましては、表、令和6年度開始業務に記載していますとおり、エコ・ポート長谷山資源化業務委託、現契約額としましては、年間1億2,656万1,600円と、クリーンピア沢運転業務委託、現契約額としましては、年間2,458万7,244円です。

また、来年度以降におきましても労務単価の上昇が見込まれることから、新たにスライド条項を設定する必要があると想定される業務委託につきましては、表、令和8年度開始業務(予定)に記載していますとおり、クリーン21長谷山運転管理業務委託、現契約額としましては、年間1億1,841万7,200円と、プラスチック製容器包装資源化施設運転業務委託、現契約額としましては、年間1億1,550万円を予定しているところがあります。

また、今回ご説明いたしましたスライド条項の適用に伴いまして、11月26日の本定例会閉会日に補正予算の提案をさせていただく予定としております。

ご説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○**谷田健治委員長** 以上で説明が終わりました。ご質問はございませんか。

坂本委員。

○**坂本優子委員** ちょっと教えていただきたいんですけども、エコ・ポート長谷山資源化業務委託と、これは令和6年度開始事業のところなんですけど、クリーンピア沢の運転管理業務委託というので、これは、ここで雇用している人数というのは何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○**谷田健治委員長** 山田業務課長。

○**山田貴士業務課長** クリーンピア沢につきましては、業務従業員としては4名となっております。

○谷田健治委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 エコ・ポート長谷山につきましては、30名ほど、障害者も含めて勤務していただいている状況となっております。

○谷田健治委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 このスライド条項を設定していくということなんですけども、最近はず守られていると思うんですけども、今契約している中で、それぞれの従業員の給料というか、それは大体どれぐらいなんですか。雇用年数にも関わってくるかなと思いますけども、どうでしょうか。

○谷田健治委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 従業員の皆さん個々の給与につきましては、基本的には組合との雇用関係はございませんので、なかなかちょっと把握し切れないといえますか、直接介入できない部分もありますので、全てが把握できるところまでではないんですけども、例年ワーキングプア対策という目的といたしまして、委託従業員さんの平均給与は大体どれぐらいですかというような調査は行っております。ただ、個人が特定されるような、例えば、中央制御室のこの方はとなると個人が特定されてしまいますので、その辺の給与はちょっとお聞きできないんですけども、平均給与というのは確認させていただいております。

○谷田健治委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 障害者の方が働いていらっしゃる場所なんか、新人研修でも行かせてもらって、私もこの衛管の議員、何回かやっていて、何回か視察にも行かせていただいたんだけど、1年中、気候の激しいとき、寒いとき、暑いときも含めて、相当厳しい労働環境の中で働いていらっしゃるんですけど、それはちゃんと最賃は守られているだろうと思っているんですけども、ちゃんと、あの環境に見合うような賃金が支払われているのかなというのは、物すごく関心の高かった場所なんですけど、それはあれですか、衛管の方ではきちんと把握されていないのでしょうか。

○谷田健治委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 今回のスライド条項につきまして、令和6年度開始業務からということで、障害者雇用されていますエコ・ポート長谷山の資源化業務委託の受注者の方に、まず契約前にこういう条項を設けますよということでご理解をいただいて、実際今回適用することになりました。

スライド条項というのは、やはり安心・安全な工場運営はもとより、人材確保、安定

雇用ということを主眼として、あくまでも人件費が上がっているんですよということ、重々受注者の担当の方にはご説明申し上げております。だからといって、直ちにそれが従業員さんの給与に反映されるかどうかまではちょっと保証はないんですけども、あくまでも人件費のスライド分の条項ですよ、その上昇ですよというのを十分理解してくださいねということで、処遇改善を強く要望まではできないんですけども、その辺の説明はさせていただいております。

企業さんの方からも、最近の令和7年10月時点の最賃以上の給与は確保しているという回答はいただいております。

○谷田健治委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 詳しく、どれぐらい賃金を支払っているかということをチェックできないかもしれないんですけど、仕様書というのはあると思うんですね。雇用する労働者のところでどれぐらいの賃金が払われているのかというのはきちんと把握していかないと、私はこれだけ物価が上がっているからスライド条項というのはある程度仕方ないと思うんですけども、それが結局、働いている人に物価上昇に見合う賃金が払われていないと、それが反映されないわけですから、やっぱりその辺はチェックしていただきたいなど。組合の方として、きちっと意見が言えるような、そういうことをやっていただきたいなど。というのは、本当にあそここの厳しい環境の中で働いていらっしゃる方々を見ていても何とかならないのかなということも常々思っていますので、その辺はちゃんと、それに見合う賃金になるようにチェックをかけていただきたいと、このことを強く要望しておきます。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

本城委員。

○本城隆志委員 業務委託をされているんですけども、今、国でもちょっと国会で問題になっているのは、その関係者、ここの場で言いますと、理事長、理事の皆さんと、この企業と親族であったりとか、あるいは天下り先であったのではないとか言われることがあるのかなのか、そんなことが今まで話題になったのかどうか、まずお聞かせください。

○谷田健治委員長 山田業務課長。

○山田貴士業務課長 今、うちの職員が関係する委託企業に勤めているというような実績はございません。

以上となります。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

本城委員。

○**本城隆志委員** 聞き方が悪かったのかもしれませんが、天下りというのは、業務を兼ねることはしないので、辞められた後に行くことが天下りなんで、その辺りは今までチェックされたのか、あるいは無関心で、そういうことは調べたことがないのかどうかを教えてください。

○**谷田健治委員長** 山田業務課長。

○**山田貴士業務課長** 私どもの職員の退職した後の委託先の勤務状態という実績は、現時点、業務委託でしているものについてはございません。

以上でよろしいでしょうか。

退職されて、天下りで勤められているというような従業員は、今、確認されておりません。

○**谷田健治委員長** 本城委員。

○**本城隆志委員** 家族であったりとか、そういう何親等とかいうようなことが、決まりは多分ないと思うんですが、そういう今の時代ですから、細かいことが言われることが、指摘されることが出てくるかもしれませんので、重々チェックだけはしておいたほうが、各市町村またがっていますので、大事なことかと思しますので、よろしく願います。

以上です。

○**谷田健治委員長** ほかにご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**谷田健治委員長** ご質問がないようですので、3点目の「リサイクルセンター長谷山爆発・火災事故について」の説明を求めます。

山内施設部次長。

○**山内皇太郎施設部次長** それでは、「リサイクルセンター長谷山爆発・火災事故について」、資料に沿ってご説明いたします。

初めに、1、発生状況でございます。

(1) 令和7年6月18日14時55分頃に、粗大・不燃ごみ処理工程の粗破碎機内で爆発・火災が発生しました。

(2) 事故発生の報告を受けた所長は、直ちに職員へ119番通報及び初期消火活動の指示を行い、消防の到着前に初期消火により消火することができております。

(3) 施設の一部が焼け焦げたものの、機械設備は問題なく稼働できている状況であったため、ごみの受入れには影響はありませんでした。

(4) 粗破碎機前で不適物の除去作業を行っていた職員1名が左目周辺に軽い火傷を

負いましたが、全治1週間で治癒しております。

次に2、原因についてでございます。

(1) 城陽市消防本部からの調査結果によりますと、粗破碎機内のガスボンベが粗破碎機の金属製の刃で破碎された際、ボンベ内部のブタンガスが噴出し、金属製の刃がボンベ本体を破碎するときに発生する火花がブタンガスに引火後、爆発的な燃焼現象が発生し、火災に至った可能性が高いと推測するとの事でした。

(2) 粗破碎機内で確認されたアウトドア用ガス缶については、ガス容量が大きいため、収集の対象外としており、販売店に返却するほかに廃棄方法がないため、不燃ごみとして捨てられた可能性があります。

資料下部の写真は、爆発後の破碎機内から見つかったガス缶等です。左の写真に5つの缶が写っておりますが、左側がカセットコンロのガス缶、真ん中3つがスプレー缶、右側がアウトドア用のガス缶となります。

また、右側の写真はアウトドア用ガス缶の拡大写真です。缶の上部に穴が開いており、ここからガスが漏れ、引火したもの考えられます。

次に、資料の裏面をお願いいたします。

3、事故防止対策についてですが、(1) 今回、爆発の原因と考えられるアウトドア用ガス缶が今後、不燃ごみ等へ混入することを防止するため、構成市町で既に実施されているスプレー缶の定期収集にアウトドア用ガス缶を加え、一緒に回収することにより、不燃ごみ混入への防止対策を本年7月より行っております。

(2) また、施設側の安全対策ですが、下図の粗破碎機付近概略図をご覧ください。不燃ごみは、図の右側からコンベヤで運ばれ、粗破碎機内に入る前に職員がコンベヤ上のごみから不適物を選別する作業を行っております。

粗破碎機内で爆発があった場合は破碎機の上部にあるハッチから爆風が逃げる構造となっておりますが、今回は爆発が想定より大きく、ごみを確認している職員側にも爆風が出てしまいました。そのため、図の粗破碎機の左側、手選別作業をしている職員の反対側にも爆風を逃がすハッチを設ける対策として、今月11月15日、16日に設置する計画としております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○**谷田健治委員長** 以上で説明が終わりました。ご質問はございませんか。

本城委員。

○**本城隆志委員** ガスボンベですけども、キャンプ用という形で出ておりますけども、キャンプ用品は専門店だけじゃなしに、ホームセンターでもどこでも売っているわけですね。私たちは、ホームセンター1か所だけいつも行くんなら、そこでいつも買って、そこにまた返却すればいいんですけど、いろんなところで買っていたらどこで買ったか分からない。即使用のなら分かるんですけど、しばらく置いておいたら、どこから買ったものじゃなしに、商品は分かっているんですけども、分からないという部分があるんですね。

ホームセンターに行きますと、このガスボンベの処理というのは全然書いてないで

すね。だから、一般市民が衛管だよりで見ても分からない部分が相当あったりとか、取りあえずガスボンベに限ってでありますけども、そのほかにもいろんな商品情報とか、あるいはスマホで商品を買うときに中国の製品が結構多いんですけど、あれを買って、日本語1つも書いてないんですよ。少しのことしか書いてない。同じものが、ホームセンターで買うと日本語の説明がしっかりあって、処理のことが書いているところと書いてないところがある。こういうところは、やっぱり1つの衛管ではできないんですけども、先ほども言いましたように、やっぱり国としっかり処理の仕方というのももう少し、経済産業省とかそういうところと連絡取り合ってやっていかないと、被害を受けるのは衛管ですからね、こういうところは。

この夏、暑かったときに手で持つ扇風機がはやっていましたけど、あれ、若い人が、あるいは主婦の方も結構道でつけているんですけども、風送っているんですけど、あれ、処理どないしたらええのかなと思ったら、みんなごみ箱に捨ててしまっている人もいるぐらいですから、あの中にやっぱりリチウム電池が入っていたりとかいろんなことがするんで、やっぱりそういう啓発活動というのは城南衛管を中心に、私たち議会もやっていかないとやと思うんですけど、京都府や国の方にもやっぱりそういうところをしっかりと指摘して、各衛管の全国の協議会みたいのがあると思いますので、そういうところでもやっぱり一緒になってやってもらわないと、出て何年間かしてから対策を打つようでは困るので、やっぱり先々に、やっぱりごみの処理ということでやってもらうことが大事かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思うんですが、宇治やたらここにコーナンがあって、今のガスボンベ、こんなことで出してはんねんから、1回店で調べはったかどうか、まずそれだけお聞きしたいと思います。

○谷田健治委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 今、本城委員からご指摘のありましたガスボンベ等ですけども、今、業者名は匿名ですが、そういう量販店等でも購入できる状態となっております。日本製のものの案内が出ていたりとか、またネットで買われる方もおられると思うんですけども、そちらの方では外国の英語で書かれていたりとか、違う国から入ってくるようなものもあつたりします。

現在、ちょっと調査としては行っておりませんが、今後、今スプレー缶、ラッカーとかいうのは定期収集で回収していただいています。その中に、今回のキャンプ用のガス缶というのも回収対象としましたので、そのようなものが各店舗でどういう形で、お店的に排出される場所の提言とかいうのがあるのかもお聞きしながら、販売店に分別をできるような案内も各市町の方にも協力していただいで、適正な排出ができるように今後進められたらと考えております。

○谷田健治委員長 本城委員。

○本城隆志委員 これをきっかけにしっかり、事故をきっかけにやらないと、なかなかこういうことって出発はできないんですけども、今ブームになっているのがキャンプで

ありますので、薪でバーベキューするだけじゃなしに、こういうガスボンベを使ったりしている人が結構いますけども、そこへちゃんと掃除して帰れる人とそうでない人がいますので、やっぱり自分も行ったときにきれいなキャンプ場でいたいんですけど、人の後、ごみの中でキャンプするのは嫌なんで、そういう意味での連携というのはこういうところに必要になってくるかなと思っておりますので、その辺り、よろしくお願ひしたいと思います。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

中村委員。

○中村正公委員 広報紙のエコネット城南では、このリサイクルセンターの粗大・不燃ごみのラインで、コンベヤのところで小さな火災が頻発しているというふうに警告されていますが、こういう火災の頻発というふうにありますので、どのぐらいの頻度で発生しているのか。そして、今回起こったようなガス缶での事故、これはその中でどのぐらいあるのか教えてください。

○谷田健治委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 まず、コンベヤにおける発煙・発火という表現をしておりますが、令和6年度では617回発生しております。1年間で250日ほど運転しますので、それを割ると1日に2回以上の発煙・発火、ぼやのような火災が発生している状況となっています。

爆発についてですが、今年度、施設が建ってから、竣工後10年になるんですけども、今回初めての爆発ということになります。ただ、スプレー缶の中身の入っていないもの、入ったものも処理ラインに流れております。100%それが取り除けるかということ、それはちょっと難しい部分もありますので、そういった小さな爆発といいますか、破裂というのは行われているものかなというふうに認識しています。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

施設の安全対策として、爆風を逃がすハッチをもう1つ設けるということですが、まず、手選別によって除去されていますけども、大量のごみに紛れて完全に除去できないというような状況があるんだと思うんですけども、この中で1つ、破碎不適物除去装置というのがあるということなんですけども、これはまず、最初にそういう機械があると思うんですけども、この機能というのはどんなふうにあるのでしょうか。また、その供給ライン、コンベヤでは、作業員というのは何人で作業されているのか。

○谷田健治委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 まず、不適物除去装置というのは、土木事務所にあるユンボというはさみでつかむような機材があるんですけども、そちらの方を工場の中で、動かない固定式のものを使っております。その装置が、外で動くものであればユンボという形で表現するんですけども、施設内に固定で設置している機械ということで、不適物除去装置という名前では呼ばせていただいています。この機械は、機械の先端にはさみがついているユンボの形の固定式になっています。処理に影響のあるようなスプリングマットレス、そのようなものは職員の手で除去するのは難しいので、大型のごみを細かくしたり、スプリングマットレスのような大きなものを破砕の中に入れて処理困難物としてごみと絡まって排出できないような状況にもなりますので、それらのものを処理にかけないため、除去装置で行っております。

また、手選別作業で、作業員につきましては、その不適物除去装置に1名、その後不適物を除去する職員がコンベヤの両サイドに2名、その部屋の中では計3名で作業しております。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 除去装置は分かりました。

過去には、今回、10年で初めてこういうボンベの爆発があったというふうになりますが、先ほどもありましたけども、収集の対象外で販売店に返却するほかに廃棄方法はないというふうにしていますが、今後もやっぱり、先ほどの質問もありましたように、不燃ごみとして捨てられる可能性というのは大いにあるのではないかというふうに思うんですが、非常に危険を伴うものですし、その辺りはどんなふうに捉えて対処していただけるのでしょうか。

○谷田健治委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 これまでにもガス缶のようなものが排出されております。そちらの方は、機械に入れると当然爆発の事案が発生しますので、適正に不適物として排出しております。今までありましたものについても、今後、ガス缶の処理も、安心カンカンというスプレー缶処理機で処理できるということとなりましたので、今まで不適物として除去していたものも、随時そちらの機械で処理を進めているところです。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 作業員がけがしたりしないような対策をしっかりとっていただきたいというふうに要望して終わります。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。
坂本委員。

○坂本優子委員 今回、1週間のけがを負ったということで、全治1週間。失明に至るような、場所によったら、そんなことになることもあったかもしれないような大きな事故やなと思っているんですけど、やっぱり、製造者責任、販売者責任、使用者責任というのは、私絶対、これを逃したら、ごみを安全にリサイクルするとか、いろんな処理をするということとはできないと思うんですよね。

今回、今もいろいろご意見出ていますけども、販売店に返却するほかに廃棄方法がないと、今そういう状況で、ネットでも買えるし、量販店もいろいろあるしということやったんやけども、どんな大きな事故が起こるか分からない。それも、この作業をしている人たちに大きな事故を負わせるような、こんなことが起こる可能性があるわけですから、やっぱり衛管の方としても、消防とか行政とか市町のところとか、販売者のところでの責任をやっぱりきちんと追及とかお願いをしていく、追及とお願いとかなり違うんですけども、やっぱり周知させていただきたいと思うんですよね。

スプレー缶なんかの廃棄でも、かなりやっぱり時間をかけて、このまま放つたらあかんという感じで浸透していったと思うんですよね。このボンベの関係も、やっぱり時間はかかっても、そういうことをきちんと分かってもらうとか周知していくとか、販売者の責任のところで行っていただきたいと思うんですけども、そういうことになるような啓発とか指導とかを行っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○谷田健治委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 最近、廃棄物というのは、商品が多様化しているという中で、廃棄物も多様化しているというところがございますので、様々な処理をする上では困るようなものが多く出ているかなというような状況になっていると思います。

また、販売店といっても、おっしゃっていただいたとおり、ネットで買うということになると、どこへ返していいか分からないであるとか、義務にはなっていないので、販売店さんが受け取らないというようなケースがあるというようなこともお聞きはしております。ですので、廃棄物処理法上の拡大生産者責任という観点で言うと、生産者がそれを処理しやすいように工夫するであるとか、回収するであるとかということがますます重要になってくるのかなというふうに考えております。

いろんなそういう困難物がある中で、我々も全国都市清掃会議などを通じて、国の方には引き続き要望を上げていきたいというふうに考えております。

○谷田健治委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 簡単にはいかないかもしれないんですけども、力を尽くしてもらって、やっぱり働いている人たちがすごく大きな被害を受けますから、安全を守るためにも努力していただきたいと要望しておきます。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

大野委員。

○大野裕美委員 新たに爆風を逃すハッチを11月に設置されるということなんですけれども、この設置に当たってどれくらいの経費がかかる見込みなのかと、あと、その工程などについて教えていただけたらと思います。

○谷田健治委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 まず、経費につきましては30万円ほどで設置できるということを確認しております。

設置の日取りですが、先ほども申し上げましたように、今月の15日、16日に設置をし、対策を行う予定としております。

○谷田健治委員長 大野委員。

○大野裕美委員 30万円ほどということで分かりました。その設置に当たって、このごみの粉碎処理に対してどのような影響が出るのかなという点についてお聞かせください。

○谷田健治委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 今回、令和7年度の工場によるオーバーホール、こちらの方で予定していたものを次年度に繰越しをすることで、今回、爆風のハッチの先行取付けいう形で行っておりますので、通常予定していた予算内で行えるということとなっております。

○谷田健治委員長 大野委員。

○大野裕美委員 予算といいますか、一旦設置するに当たって工事をするることによって、ごみ処理に対してどのような影響が出るのかなという点です。

○谷田健治委員長 山内施設部次長。

○山内皇太郎施設部次長 この設置については、土日を取付けを行いますので、収集にも影響はなく、日常排出には影響はないというような状況で作業を行う予定です。

○谷田健治委員長 大野委員。

○大野裕美委員 分かりました。ありがとうございます。

私の方からも、職員さんのさらなる安全と、さらなる一般の方々への啓発を要望いた

しまして、終わらせていただきます。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ご質問がないようですので、4点目の「乙訓環境衛生組合からのし尿等の受入について」の説明を求めます。

橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 それでは、「乙訓環境衛生組合からのし尿等の受入について」、資料に基づいてご説明させていただきます。

資料をお願いします。

1、現状でございます。

議員の皆様には既にお知らせをさせていただいておりますけれども、乙訓環境衛生組合から、し尿及び浄化槽汚泥の処理委託について、当組合に対して協議の依頼が8月にあったものでございます。

受入量につきましては、令和6年度の実績で1,069.35㎥ということで、1日当たりでいきますと3㎥から4㎥程度、バキューム車で言いますと、1日二、三台程度という形になりますので、少量というふうに考えております。

また、クリーンピア沢の搬入量につきましても、資料の表にありますとおり、下水道投入年度、平成30年度と比較しまして、令和6年度で言いますと、約30%、量でいきますと1万1,000㎥減少というふうにしておりますので、仮に受入れをしたとしてもクリーンピア沢の処理には影響がないと考えております。

2の当組合の考え方です。

搬入量の減少によります処理施設の余力を活用するというものであることと行政間の協力ということですので、できる範囲にはなりますけれども、協力していきたいと考えておりますことから、乙訓環境衛生組合からのし尿等を受け入れる方向で協議を進めていきたいと考えております。

3の規約変更でございます。

乙訓環境衛生組合からの受入れに向けまして、構成市町以外の地方公共団体から委託処理を受けることを、当組合規約にございます、組合の共同処理する事務に追加するというものでございます。

具体的な内容につきましては、(2)のとおり、組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務、こちらを追加するものであります。

(3)今後の予定でございますが、地方自治法の規定によりまして、一部事務組合の共同処理する事務の変更または規約の変更をしようとするときは構成市町議会の議決が必要となりますことから、構成市町それぞれの12月議会で城南衛生管理組合規約変更の議案提出をお願いすることとしておりますので、よろしくお願いたします。

裏面の方をお願いします。こちらには、乙訓環境衛生組合庁舎の所在は大山崎町、ク

リーンプア沢、こちらの方は八幡市でございますが、それぞれの位置関係が分かるように、参考として位置図をつけさせていただいております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○**谷田健治委員長** 以上で説明が終わりました。ご質問はございませんか。

本城委員。

○**本城隆志委員** し尿の方は、公共下水道の普及で減ってきたことは確かなので、広域的にするとところが大事だろうと思うんで、うちはやめてあんたとこ持って行くよとか、お互いにそういう相談は、これからの大切なところかなと思っておりますので、これには了解をしたいと思うんですけれども、向こうの施設はもう廃止されるのかどうか、なぜ受け入れるのかというところが何も説明がなかったので、その点、まず教えてください。

○**谷田健治委員長** 橋本総務部次長。

○**橋本哲也総務部次長** 向こうからの協議依頼の内容につきましては、乙訓環境衛生組合さんの方のし尿の、今、あちらも公共下水に投入されているんですけども、そのし尿の施設の方が老朽化しているということで、施設の更新について計画をされておりました。その中で、汚泥再生処理センターを組合施設内に新たに整備するというような計画を立てられていたんですけども、その整備の規模が1日当たり4kℓと非常に少ない量になりますので、スケールメリットがないということで、要は手を挙げる業者がなかったというような実態があったと聞いております。その中で、汚泥再生処理センターを更新するという計画を断念されて整備内容を見直されたというところで、これまでされておりました、し尿を投入する施設を新たに建てるのか、それとも外部委託するのか、この2つについて検討されているという状況の中で、当組合の方に処理委託できないかというような形で協議依頼があったというのが内容になります。ですので、基本的には既設の方は解体されて進められると聞いておりますので、基本的には継続的に搬入をするというようなことになるかなと思っております。

○**谷田健治委員長** 本城委員。

○**本城隆志委員** 老朽化とか人口の減少によっては、市町村をまたぐことがあっても、あるいは大阪と合併することがあっても、京田辺市なんかはそういうことを枚方市とやっているみたいな情報も入ってきてはいるので、そういう意味では経費の削減と、やっぱり広域化の中での生き残りというのが大事かなと思っておるんですけども、そこで、バキュームカーで二、三台という形で出ておりますけど、どれぐらいの経費をこちらに入れてくれるかどうかのことが何も書いてないので、それは、次の議会ですか。それとも、今おっしゃっても問題はございませんか。

○**谷田健治委員長** 橋本総務部次長。

○橋本哲也総務部次長 具体的にはこれからの協議となりますので、今の段階で価格が幾らというのは決まっておられません。ただ、やはりかかっている経費分の処理に係る委託料はいただくという形にはなるかなと思っております。

今、し尿等の自己搬入の手数料の料金が1,800円までごとに1万9,900円という形で管内の自己搬入に係るし尿の受入れをしております。その辺りを基準にこれから検討していくことになるかなと思っております。ですので、仮にその金額でトータル1,000kℓを掛けますと、千二、三百万円ぐらいというのが、簡単に計算すればそうなるかなと思いますので、この辺り、これから協議という形になりますので、今の状況ではこれぐらいかなと思います。

○谷田健治委員長 本城委員。

○本城隆志委員 余裕があるから受け入れるというのは当然のことやと思いますので。だけど、一番想定できるのは大きな災害で、よそのし尿処理場、特に大阪なんかでも災害で使えなかったとき、処理してほしいという希望があったら、これは受け入れるべきやと思うんですけど、その辺りが、国はどれぐらいの単価ですよとか、あるいは補助をすとかいうようなことが細かく決まっていかなと思うんで、その辺りもやっぱりしっかり調査しながら、受け入れられるところはできるだけやりましょうというところが大事かなと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

中村委員。

○中村正公委員 何で受け入れるかというのは今の質問と答弁で分かりましたが、1つ、受入れ側の、こちらの沢の施設なんですけど、これもやはり乙訓の方は、老朽化で今回こういう状況になっていると。じゃ、沢の方はどうなんだという、ちょっと疑問があるんですけど、老朽化もかなりたつてしょうが、その辺の沢の部分では、今の処理能力も落ちていくでしょうし、今後の改修計画とか、そういう見込み、それについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○谷田健治委員長 山田業務課長。

○山田貴士業務課長 クリーンピア沢につきましては、下水投入しましたのが平成30年度と。そのときに、処理の在り方の検討というところで、し尿処理から下水道投入に変えると言った時点で一旦設備の更新を図っております。そこから今ですと8年経過して、また、クリーンピア沢としては平成9年度に稼働しております。そのことを考えますと、もう30年は経過するような施設ということになってきますので、今後、長寿命化というような形で今後の計画は立てていかなければならないかなというふうには考えておりますが、今、詳細な計画というものは現時点ではございませんが、大きくは

老朽化対策をしていって延命を図っていって、下水道投入を継続したいというふうに考えております。

以上となります。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 分かりました。大体よそも同じような状況の中で、クリーンピア沢はそういうふうに長寿命化をやられて維持されているということで、それは分かりましたので、質問はその1点だけで結構です。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ご質問がないようですので、5点目の「循環型社会推進会議の提言の進捗状況について」の説明を求めます。

五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。そうしましたら、資料に基づきまして、「循環型社会推進会議の提言の進捗状況について」ご説明させていただきます。

1の経緯でございます。

昨年度に、住民の方、学識の方、議員さん、構成市町により構成される循環型社会推進会議を設置させていただいたところでございます。8月、12月、2月と3回協議を重ね、この3月28日にごみ減量施策に係る提言がなされたところでございます。

組合の方では、4月24日にごみ減量推進プロジェクトチームを立ち上げまして、下のところの四角囲みでございます主な提言の取組状況にありますように、分別方法を分かりやすく解説した動画をInstagramに週2回投稿したり、環境ふれあいひろばでの企画展を開催したり、また、市町と協働で紙ごみの民間拠点回収マップを作成したり、また、消滅型の生ごみ処理機キエーロといったものの普及啓発や、来年4月開始予定のプラ一括回収の普及啓発など、提言にごさいました減量施策を着実に実施しているところでございます。

続きまして、2の今後の予定のところでございます。

11月26日に7年度の第1回会議を開催したいと考えております。進捗状況についてご報告するとともに、減量施策の改善策等についてご協議いただきたいというふうに考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○谷田健治委員長 以上で説明が終わりました。

ご質問はございませんか。

中村委員。

○中村正公委員 循環型社会推進会議から提言が3月に出されて、これを見ると、4月に組合内にごみ減量推進プロジェクトチームを設置しているとありますが、プロジェクトチームの活動内容と、それと半年たちますが、どんなことを行ってきたのか教えてください。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 プロジェクトチームと申しますのは、組合の中で、組合が一丸となっていけるように各課横断するような形でつくられておまして、施設課でございますとか広報協働課、それと循環型社会推進課と、この3課の実務担当者が一致して減量施策の進捗状況のアイデアを出したり、進捗状況についてチェックをしたりするといったものでございます。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 分かりました。前も質問したんですが、提言の5にある経済的インセンティブの活用でごみ有料化を進めるべきだというふうに断言しているんですが、これについては、プロジェクトチームの中でどんな意見になっているのか教えてください。
また、構成市町の担当部署とはどんな協議がなされて、どんな意見が集約されているというか、出ているのか教えてください。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 経済的インセンティブの活用につきましては、昨年2月の推進会議の中でも、いわゆる経済的インセンティブありきではなくて、まずは減量をしっかり取り組んでいこうということになっておりましたので、プロジェクトチームでも、まず減量施策についてしっかりと取組をしていくということになっております。

あと、市町さんとの協議でございますけれども、担当課長会議を定期的で開催しておりますので、その中で情報共有をして、政策展開について一緒に考えているというところでございます。

○谷田健治委員長 中村委員。

○中村正公委員 ごみの有料化に関してはいろんな意見がありますが、やはり各市町でそれは決めることなので、ここの提言で進めるべきだというふうにされている、これにはちょっと違和感を感じるんですが、やはり、ごみをまず有料化するのがありきじゃなくて、減量のための会議でしょうし、そういうことを、そちらの方は進めていっていた

だきたいなというふうに要望して質問を終わります。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 去年もですけども、今年もものすごい猛暑で、それでインバウンドの観光客、宇治なんかもすごいんですけども、かなりペットボトルなんかを買われて廃棄されていくんですけど、これをどうやってペットボトルなんかを減量させていくのかというのはもう本当に頭が痛い、大きな課題だなというふうに思っているんですけども、提言の中ではそういうような、今の社会情勢とかそういうところでは議論はされているでしょうか。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 提言の中にも、プラスチック製容器やペットボトルなどのプラスチック製品の分別方法の周知ということで、分別収集については引き続きしっかりやっていこうということがなされておりますし、あと、ペットボトルにつきましては、環境ふれあいフェスタがあったところでございますけれども、その講演の中でも、講演先生の方から、ペットについては、ほぼ100%リサイクルされていて、各メーカーさんが競い合うように、いわゆる石油由来のバージンペレットじゃなくて、リサイクルペレットでペットボトルを作るということをすごくされているので、特にペットボトルについては、リサイクルが一番進んでいるというような講演があったところでございます。

以上でございます。

○谷田健治委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 環境フェスタの講演、行きたいと思っていたんだけど、体調悪くて行けなかったんですけど、これはあれですか、またDVDとか何かでまた聞くことはできるのでしょうか。

○谷田健治委員長 別所広報協働課長。

○別所尚紀広報協働課長 環境ふれあいフェスタの講演につきましては、今のところ、共有をさせていただくというようなことはちょっとできない状況になっています。

○谷田健治委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 環境フェスタで講演されて、これまで何回かあったかと思うんですけども、やっぱり、大人も子どもたちもすごく啓発のところ目が開かれるというか、

すごい、世界の取組の状況とか日本での状況とか、いろんなことが、子どもなんかは特に影響を受けて、こうしていこうよねとか、こういうふうにしたいよねとかいう感じで、ものすごく大きな効果があると思うんですね。だから、そういうのを、その場所に行かないと聞けないということじゃなくて、それを再生できるような、そんなことをやっていただきたいなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○谷田健治委員長 別所広報協働課長。

○別所尚紀広報協働課長 以前、コロナ禍のときには、オンライン開催であるとかいったことも検討した時期があったんですけども、今現在は実地開催ということで全てのイベントを組み立てる状況ではあるんですけども、委員からご意見いただきましたとおり、そういったオンラインでの事後の共有というところも今後検討していきたいというふうに考えております。

○谷田健治委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 市民からも、やっぱりちょこちょこ要望を聞くんですよ。今、環境問題、地球温暖化の問題、やっぱり若い人から年配の人まで、毎日の生活にもものすごく影響があるので、関心が高いんですね。だから、そういう啓発というか、勉強できる機会をいろんな形でつくっていただきたい。専門家の先生がそういうことをいろいろ調査して調べてやっていただくんやから、ものすごく影響ありますやんか。そういうことで、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

関谷委員。

○関谷智子委員 すみません、1点だけ。

生ごみの処理の件で、かつて、電気を使う生ごみ処理機がはやりまして、補助金制度もできまして、私も買ってやっていたんですが、すごい時間をかけて、このCO₂削減という意味から、電気を使って生ごみを処理する意味があるのかなというふうなことを思いまして、今はしておりませんが、市の方でも、生ごみ処理機の補助金制度をやめて雨水タンク設置の補助金に変えたいきさつがあるんですけども、今後もこの生ごみ処理機を使うことを奨励といいますか、されていくんでしょうか。

○谷田健治委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。ご指摘の部分の脱炭素の関係と資源循環の関係、車の両輪で進めていかないとはい思いますが、おっしゃるように、二律背反の部分もございますので、そこらは注意深く、生ごみ処理機も最

近の生ごみ乾燥機は随分改善されて、省エネでしっかり乾燥させるような製品も出てまいっておりますので、また、組合といたしましては、より簡単なキエーロという、1階の方にも飾ってございますけれども、土を衣装ケースに入れて混ぜ込みますと、大体生ごみでしたら1週間から10日で文字どおり消えてなくなるといった非常に簡単なものもございますので、そういったものの紹介なんかもさせていただいているところでございます。

○谷田健治委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 今おっしゃっていただいたように、そういう自然にキエーロみたいな形でしていくというのがやっぱり好ましいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○谷田健治委員長 ほかにご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷田健治委員長 ご質問がないようですので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査いたしますので、よろしく申し上げます。

これをもちまして、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を閉会いたします。

午前11時23分閉会